

狂犬病予防注射を実施します！

狂犬病は、犬だけでなく人にもうつる病気です。発症した場合ほぼ100%死に至るといわれています。そのため、狂犬病予防法により、犬の飼い主には生後91日以上の飼い犬に毎年1回必ず狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。人と犬の健康を守るため、飼い犬には必ず注射を受けさせましょう。



▶ 実施日 **5月14日(木)**

時 間	対象地区	場 所
午前 9時00分 ～9時15分 9時30分 9時40分 10時15分 10時25分 10時35分 10時50分 11時15分 11時35分 ～12時00分	上ト マ ム	トマムコミュニティセンター前
	中ト マ ム	戸 別 訪 問
	下ト マ ム	戸 別 訪 問
	旧占冠第二	戸 別 訪 問
	占冠市街	旧占冠住民センター前
	占冠第一	戸 別 訪 問
	美園・高台	戸 別 訪 問
	中央第二	戸 別 訪 問
	千歳・本通・宮下	総合センター前
	午後 1時10分 ～1時55分 2時20分	双 珠 別
	ニ ニ ウ	戸 別 訪 問

▶ 対 象 生後91日以上の飼い犬
▶ 手数料 3,240円/頭(登録済みの飼い犬)

※注射時に新たに飼い犬の登録を行う場合、予防注射代に加え登録手数料3,000円/頭が必要です。また、つり銭のないよう準備をお願いします。

下記に該当する場合は事前にご連絡を！

- ①登録済みの飼い犬がすでに死亡している、または第三者に譲渡されている場合など(役場への届け出が必要です)
- ②戸別訪問の対象地区にお住まいの方で、登録されていない飼い犬の注射を希望する方(同時に飼い犬の登録を行います)
- ③戸別訪問の対象地区以外(上トマム、占冠市街、千歳、本通、宮下)にお住まいの方で、やむを得ない事情により戸別訪問による注射を希望される方

※時間は目安であり、多少前後する場合があります。
※可能な限り村内で受けていただきますようお願いいたします。

☎ 建設課環境衛生担当 Tel 56-2173

勤労者のための

貸付金制度のご案内

占冠村では、村内で働く勤労者および季節的に雇用される方(季節労働者)の生活の安定を図るため、生活資金・教育資金の貸し付けを行っています。



取扱金融機関
北海道労働金庫 富良野支店
TEL 23-6000

勤労者生活資金貸付金

区 分	生活資金	教育資金
対 象 者	(1) 村内に住所を有している方 (2) 村内の事業所等に勤務している方 (3) 現在の事業所等に1年以上勤務し、今後も引き続きその事業所等に勤務する方	
貸付限度額	100万円	300万円
貸付利率	年利3.14%	年利2.67%
償還期間	7年以内	10年以内
償還方法	原則として月賦均等償還	
信用保証等	信用保証、担保その他の貸付条件は、取扱金融機関の定めによります。	
利子補給	返済が約定通りに履行されている場合、所定の貸付利率および信用保証料率の合計額から1%を控除した率に相当する額を交付します。	
申 込 先	北海道労働金庫富良野支店	

季節労働者生活資金貸付金

区 分	生活資金	教育資金
対 象 者	(1) 村内に住所を有している方 (2) 就労する意思はあるが当面就労する機会がない方 (3) 貸付金の償還能力があると認められる方	
貸付限度額	30万円(一世帯を原則とします)	
貸付利率	年利3.64%	年利3.09%
償還期間	11カ月以内	
償還方法	一括償還または月割償還(1～5カ月までは償還の据え置きが可能)	
保 証 人	別に定める条件により、連帯保証人が必要です。	
利子補給	返済が約定通りに履行されている場合、所定の貸付利率から2%を控除した率に相当する額を交付します。	
申 込 先	役場企画商工課商工観光担当	

国民年金保険料の納付は口座振替がおトクです！

国民年金保険料の納付義務者は、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主です。保険料は、以下のいずれかの方法で納付することができます。また、口座振替による前払い(前納)は保険料の割引が受けられます。

納付方法

- ① 納付書納付
- ② 口座振替
- ③ クレジットカード納付
- ④ 納付書バーコードを利用したスマートフォンアプリ納付
- ⑤ ねんきんネットを活用したPay-easy(ペイジー)納付

令和8年度分の保険料は

月額 **17,920円**

毎月の保険料の納付期限は「翌月の末日」です。



日本年金機構
ホームページ

国民年金保険料免除・納付猶予制度について

納付期限までに保険料が納付されないと「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」を受給できない場合がありますので、忘れずに納付してください。なお、経済的な理由で保険料を支払うことが困難な場合や失業された場合に、保険料の納付を「免除」または「猶予」する制度があります。詳しくは日本年金機構のホームページでご確認いただくか、旭川年金事務所、または役場住民課戸籍担当までお問い合わせください。

☎ 住民課戸籍担当 Tel 56-2123

☎ 企画商工課商工観光担当 Tel 56-2124